

制度情報－2025年10月の法令から－
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

中華人民共和國データセキュリティ法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 中華人民共和國主席令第61号

(公布日) 2025年10月28日

(施行日) 2026年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 初めてAIを法的に監督管理し、例としてトレーニングデータの合法性とコンプライアンス準拠を要求し、推薦アルゴリズムによる虚偽情報の伝播を禁止した。
(第20条)
- (2) サイバーセキュリティ関連の違法コストの大幅な上昇により、企業も個人も責任を負うとした。例えば、一般企業の安全義務不履行の罰金を1-10万元から5-50万元に引き上げ、直接責任役員・技術者等の罰金上限を5万元から100万元に引き上げた。また、従事禁止や刑事責任追及の可能性もある。(第61～69条)
- (3) 個人情報保護の要件を厳格化し、ネットワーク運営者に個人情報の処理要件に加え、データセキュリティ法、民法典、個人情報保護法の遵守を義務付けた。
(第42条第2項)
- (4) 域外管轄処罰規則を追加し、「中国のネットワークの安全を脅かす」行為がどこで発生した場合でも、財産凍結、制裁等を含む責任追及の可能性はある。
(第77条)

2. 今後の留意点

本改正の監督管理範囲拡大により、app、ミニプログラム、公式アカウント、ウェブサイトはいずれも同一監督下に置かれた。現地企業は本改正が企業に与える影響に留意し、各地情報化部門や公安部門が公布する関連規定に遅滞なく注目し、AI製品、AIサービス、app、国外プロバイダーサービス及びデータのクロスボーダー伝送がある場合、中国法の要求を満たし、処罰を回避する必要がある。(全文計81条)

中華人民共和國環境保護稅法

(發令元) 全國人民代表大會常務委員會

(法令番号) 中華人民共和國主席令 第 62 号

(公布日) 2025 年 10 月 28 日

(施行日) 2025 年 10 月 28 日

1. 主なポイント

- (1) 揮発性有機化合物 (VOCs) の新規課税試行の実施により、国務院は課税汚染物質及び当量値表に規定がない VOCs にも課税試行することができる。中国国内の全外資系企業が VOCs を環境に直接排出する場合、試行規定に従い環境保護税納付が求められる。(第 27 条)
- (2) 本試行は国務院が具体的実施弁法を定め、全人代常務委員会に届け出る。試行期間は 5 年 (実施弁法施行日より起算) で、5 年以内に国務院が全人代常務委員会に試行状況を報告し、法改正を提案する。(第 27 条)

2. 今後の留意点

課税対象が従来の 18 種類の VOCs から全 VOCs (300 種類以上) に拡大したため、中国で生産業を営む日系企業への影響も大きい。特に VOCs 排出に関する企業は、試行地区の実施細則で示される試行課税範囲にも留意し、事前に税負担の変化を把握する必要がある。環境保護コンプライアンス監査の展開、汚染物質排出台帳の作成、及び早期の製造プロセスの改善・税務調整により、総合的な税負担の軽減を目指すことができる。(全文計 29 条)

中華人民共和國海商法

(發令元) 全國人民代表大會常務委員會

(法令番号) 中華人民共和國主席令 第 58 号

(公布日) 2025 年 10 月 28 日

(施行日) 2026 年 5 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 国内及び国際海上運送規則を統一し、従来の国内港湾間運送には適用しない条項を削除。以前、中国国内港湾間の海上運送には海商法ではなく民法典を適用していたが、新法では全ての海上貨物運送 (国内・国際問わず) を海商法の規制対象とした。(第 2 条)
- (2) 電子 B/L の専門条項を新規追加し、電子輸送記録 (電子 B/L・電子運送状等) は紙ベースの B/L と同等の法的効力を有するとし、電子記録の発行、譲渡、交付等の操作規則を明確にした。(82~86 条)

- (3) 国際ルールに連携し「船舶油濁損害責任」の章を新設し、船舶油濁損害責任制度及び強制的な油汚染責任保険制度の確立や、船舶油濁損害賠償の範囲を明確化し、汚染者（船主）を第一責任者と定めた。（第 225～239 条）
- (4) 従来法第 5 章の運送人責任限度額を改正し、海上旅客輸送の賠償責任限度額を国内・国際で統一。特別引出権（SDR）を計算単位に導入し、国際ルール連携に加え、運送人と旅客の免責額約定は上限を設けて許可する。（第 115 条）
- (5) 運送人の「貨物の適切な受領及び引渡し」義務を新設し、荷送人の責任を細分化。荷受人が海上貨物運送契約上の権利を行使した場合を除き、貨物引取りがない場合は、まず荷送人（従来は荷受人）が費用とリスクを負担することを規定。（第 49、68～70、93 条）
- (6) 域外法適用の強制規定を新設。中国国内に積込港又は荷揚げ港がある国際海上貨物運送契約については、本法第 4 章の規定を適用する。契約で外国法適用の定めがある場合も、出発港・目的港が中国であれば中国法に従った運送規則を執行する。（第 295 条）

2. 今後の留意点

本法は 1993 年の海商法施行以来初の全面的改正で、条項数は 278 条から 311 条に増加した。外資系船会社、貨物代理店、物流、多国籍製造・貿易企業を問わず、中国港湾からの出荷や入港に関わる海上輸送では新「海商法」遵守が必須となる。現地日系企業は、改正内容を正しく理解し、既存の運送契約審査を行い、準拠法や責任条項の更新、保険・運送制度の見直しにより、損失を軽減することができる。

（全文計 311 条）

電子印鑑管理弁法

（発令元）国务院弁公庁

（法令番号）国弁発[2025]33 号

（公布日）2025 年 10 月 9 日

（施行日）2026 年 10 月 9 日

1. 主なポイント

- (1) デジタル形式の印鑑の使用可能種類を列举。原則上、公印、契約印、財務印、法人印等の電子印鑑は使用可能であるが、デジタル形式の押印が自動的に法的効力を持つわけではないことに留意しなければならない。（第 3 条）
- (2) 合法かつ有効な電子印章が満たすべき 4 要件を規定。（第 16、17 条）
- (3) 原則上、電子印鑑が本弁法の各技術及び管理要件を満たす場合、従来の実物印鑑類と同等の法的効力を持つ。但し特定の状況下で電子印鑑が認められない場合がある点に留意が必要である。（第 5、25 条等）

- (4) 例外はあるが、原則上、本弁法の要件を満たす電子印鑑で、階層間・地域間・システム間・部門間・業務間の相互運用・承認が可能。(第 25、27 条)

2. 今後の留意点

電子印鑑は新たな電子認証技術として企業効率をある程度向上させる一方、関連リスクに注意を要する。各企業は、定款及び内部規則により電子印鑑の使用範囲、権限、プロセスを明確にし、電子文書の保存とバックアップを適切に行うことにより、濫用や誤用を回避、軽減することができる。(全文計 38 条)

個人情報越境認証弁法

(発令元) 国家インターネット情報弁公室・国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家インターネット情報弁公室

国家市場監督管理総局令第 20 号

(公布日) 2025 年 10 月 17 日

(施行日) 2026 年 1 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 本弁法は個人情報越境認証の適用範囲を細分化。(第 5 条)
- (2) 個人情報越境認証前に告知を済ませること、個人の単独同意を得ること、個人情報保護影響評価を行う等の義務を規定。(第 6 条)
- (3) いかなる組織及び個人も、認証を得た個人情報処理者が本弁法規定に違反する国外への個人情報提供を発見した場合、専門業務認証機構、インターネット情報部門及び関係部門に対し苦情申立て、通報することができる。(第 15 条)

2. 今後の留意点

個人情報認証は、標準契約書の締結やデータセキュリティ評価に加え、個人情報データの国外移転における中国のコンプライアンス制度を構成し、外資企業にコンプライアンス経路を提供しているが、企業側には技術・プロセス・管理面でのリソース投入が求められる。

各企業はデータ国外越境移転の既存プロセスを整理し、越境データ移転数量、業種、転送データの性質・種類、費用及び時間的コストなどの総合的判断を現地弁護士と共に検討し、最適なデータ越境移転経路を選択することができる。(全文計 19 条)

II. 法令運用上のケーススタディー解説

1. 事件の概要

2009年7月1日に北京の科学技術系A社に入社したL氏は、人工地図のデータ収集を担当していた。2024年初頭、A社は市場の変化と技術発展に伴う事業転換として、従来の人工収集を全面的にAI主導の自動データ収集に転換することを決定し、L氏が属する部門及び職位を廃止した。

2024年12月26日、A社は「労働契約締結時の根拠となる客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約の継続履行が不可能となり、かつ双方が労働契約内容の変更の合意に至らなかった」ことを理由に、L氏との労働契約を解除した。L氏はこの解除を違法として仲裁を申立て、A社に違法な労働契約解除の賠償金を支払うよう求めた。

2. 紛争の焦点

A社のAI技術導入による職位廃止は、労働契約法第40条第3項が定める「労働契約締結時の根拠となる客観的状況に生じた重大な変化」に該当するか。

3. 弁護士の分析

- (1) 『北京市高级人民法院、北京市労働人事紛争仲裁委員会の労働紛争事件の審理に関する解答（一）』第79条で、「客観的状況に生じた重大な変化」とは、労働契約締結時に使用者及び労働者が予見不能な変化が契約締結後に生じることを指し、その変化により労働契約の全部若しくは主要部分を履行する術がない、又は履行継続によるコストが高すぎる等公平を欠く状況が生じ、労働契約の目的実現が困難になることをいう。典型的状況に、自然災害による不可抗力、又は法令・政策の変化による雇用主の移転、操業停止、生産転換等がある。これら事例は本質的に「不可抗力」「予見不能」で、雇用主の一般的な経営判断やリスク管理の範疇を超える。
- (2) 具体的には、A社のAI技術導入は企業の自主的な経営意思決定の範疇で行った市場競争適応のための自発的技術革新であり、正常な商業判断による転換・高度化及び職務調整であるため、「客観的状況」の要件である「不可抗力」「予見不能」の特徴を備えておらず、AIによる職務代替は客観的状況の重大な変化には該当しない。

4. 事件の裁判結果

仲裁委員会はL氏の請求を支持した。

5. 今後の留意点

近年AIの急速な発展により、企業がテクノロジー向上に伴い業務や職位を調整するのは一般的だが、対応が適切でないと労働争議に至る可能性が高い。以下に実務上

の留意点を挙げる。

- (1) 技術代替による職位調整が、事実上、経営意思決定の範疇である場合、協議による労働契約の変更、技能訓練の提供、内部職位調整等の影響を受けた従業員を優先的に配置するのが望ましい。また労働組合や従業員代表との協議過程を記録し、プロセス上の合法性を確保しなければならない。
- (2) 確実に労働契約解除の必要がある場合、労働契約法の関連規定に従う必要があり、安易に「客観的状況に生じた重大な変化」を解除事由とすることを避ける。
- (3) 実務上、地域や裁判所によって司法判断基準が異なり、事案ごとに状況も異なるため、契約解除事由については、事案ごとに実務経験のある現地弁護士と協議・分析を進め、合法的かつ適切に対応することが望ましい。